

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン (添付資料)</p> <p>2-2 電子手続府令第2条第4項の規定により電子開示システム届出書に添付する書類は、電子開示システム届出書の提出日<u>前</u>3月以内に取得したものに限り、ことに留意する。</p> <p>(署名の省略)</p> <p>3-6 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合又は磁気ディスクの提出により電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合において、当該提出しようとする開示書類等に添付すべき書類のうち署名を要する書類をXBR L形式又はHTML形式により作成するときは、当該署名に代えて氏名を入力することができるものとする。</p> <p>B 個別ガイドライン 基本ガイドライン1-1で規定する操作説明書を次のように定める。 EDINET概要書 書類提出操作ガイド 各種 提出書類ファイル仕様書 <u>提出者別タクソノミ作成ガイドライン</u> 報告書インスタンス作成ガイドライン <u>報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン</u> <u>バリデーションガイドライン</u></p>	<p>A 基本ガイドライン (添付資料)</p> <p>2-2 電子手続府令第2条第4項の規定により電子開示システム届出書に添付する書類は、電子開示システム届出書の提出日<u>以前</u>3月以内に取得したものに限り、ことに留意する。</p> <p>(署名の省略)</p> <p>3-6 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合又は磁気ディスクの提出により電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合において、当該提出しようとする開示書類等に添付すべき書類のうち署名を要する書類をHTML形式により作成するときは、当該署名に代えて氏名を入力することができるものとする。</p> <p>B 個別ガイドライン 基本ガイドライン1-1で規定する操作説明書を次のように定める。 EDINET概要書 書類提出操作ガイド 各種 提出書類ファイル仕様書 <u>企業別タクソノミ作成ガイドライン</u> 報告書インスタンス作成ガイドライン 勘定科目の取扱いに関するガイドライン</p>